

議第18号

三島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例案

三島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

30年以上	979	909	849	809	734	689
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

」

を

「

30年以上31年未満	979	909	849	809	734	689
31年以上32年未満	1,019	949	887	846	768	723
32年以上33年未満	1,059	989	925	883	802	757
33年以上34年未満	1,099	1,029	963	920	836	791
34年以上35年未満	1,139	1,069	1,001	957	870	825
35年以上36年未満	1,179	1,109	1,039	994	904	859
36年以上37年未満	1,219	1,149	1,077	1,031	938	893
37年以上38年未満	1,259	1,189	1,115	1,068	972	927
38年以上39年未満	1,299	1,229	1,153	1,105	1,006	961
39年以上40年未満	1,339	1,269	1,191	1,142	1,040	995
40年以上41年未満	1,379	1,309	1,229	1,179	1,074	1,029

41年以上42年未満	1,419	1,349	1,267	1,216	1,108	1,063
42年以上43年未満	1,459	1,389	1,305	1,253	1,142	1,097
43年以上44年未満	1,499	1,429	1,343	1,290	1,176	1,131
44年以上45年未満	1,539	1,469	1,381	1,327	1,210	1,165
45年以上46年未満	1,579	1,509	1,419	1,364	1,244	1,199
46年以上47年未満	1,619	1,549	1,457	1,401	1,278	1,233
47年以上48年未満	1,659	1,589	1,495	1,438	1,312	1,267
48年以上49年未満	1,699	1,629	1,533	1,475	1,346	1,301
49年以上50年未満	1,739	1,669	1,571	1,512	1,380	1,335
50年以上	1,779	1,709	1,609	1,549	1,414	1,369

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和4年2月15日提出

三島市長 豊岡 武士